

魅力ある都市景観づくりの推進

【都市計画課】

1 事業の目的

本市独自の良好な景観を保全・創出し、都市の風格と観光の振興、さらには市民や来訪者の快適性を高めるため、景観法の柱である「景観計画」等を活用し、市民、事業者、行政が一体となって、地域特性を活かした魅力ある景観づくりを推進する。

2 事業概要

(1) 地域資源を活かした景観づくり

- ・「景観形成重点地区」「景観形成推進地区」の指定
景観計画をより具現化させるため、公共施設も含めた都市の「顔」づくりを目指す。
⇒地区の特徴に配慮した建築物のデザインや色彩、屋外広告物を規制・誘導
⇒景観に配慮した公共施設整備の推進
- ・景観に関する市民活動費等への助成
⇒景観形成重点地区等の指定を目指す熱意のある市民活動を支援
⇒景観形成重点地区における建築物等の修景費用の一部を補助
- ・屋外広告物条例や色彩景観ガイドライン等による規制・誘導
⇒地域特性に合わせた良好な屋外広告物の規制・誘導
⇒色彩景観ガイドラインによる民間施設や公共施設の建築物等の色彩を誘導
- ・景観意識の高揚策の充実
⇒「うつのみや百景」や「景観出前講座」等を充実し、市民意識の高揚を図る。

(2) 都市の魅力を高める公共施設の整備

- ・公共サイン整備事業の推進
⇒市民や来訪者の回遊性を高めるため、わかりやすく親しみやすい公共サイン（案内誘導、市街地案内地図）を整備

3 事業スケジュール

- 平成21年度
- ・景観形成重点地区の指定に向けた地元調整（大通り地区）
 - ・景観形成推進地区の指定（中里原）
 - ・重点地区候補の景観調査（白沢地区）
 - ・うつのみや百景選定（上河内、河内地域）
- 平成22年度
- ・大通り（池上町）の景観形成重点地区指定
 - ・景観形成重点地区の指定に向けた地元調整（大通り地区、白沢地区）
 - ・うつのみや百景のPR